

周南市の地域医療を守る条例制定について
周南市の地域医療を守る条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 24 日 提出

提出者 周南市議会教育福祉委員会
委員長 福田 健 吾

周南市の地域医療を守る条例

私たちの暮らしている周南市は、中山間地域から都市地域まで、広範な面積を有している。全ての市民が住み慣れた地域で安心して健康に暮らすためには、地域医療に関わる全ての関係者が、地域医療が抱える課題を正しく認識し、その解決に取り組み、地域医療を守っていく必要がある。

そこで、市、市民、医療機関等がそれぞれの責務を果たし、地域全体で限りある医療資源を守り支え合うことにより、健康で明るく活力のある周南市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な地域医療体制のもとで市民の健康の保持増進を図るための基本理念を定め、市、市民、医療機関等が果たすべき責務及び役割を明らかにすることにより、地域医療を守り、もって将来にわたり市民が安心して医療を受けることができることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは通勤し、又は通学する者
- (2) 地域医療 本市又は近隣市において提供される健康の保持増進、病気の予防及び治療、在宅での療養及び介護、育児支援等の分野におけ

る医療活動

- (3) 医療機関等 診療所、病院その他地域医療に携わる団体及び個人
- (4) かかりつけ医 市民が日常的に診療、健康管理指導等を受け、又は病気等の相談をすることができる身近な医師
- (5) かかりつけ薬局 市民が日常的に医薬品の処方を受け、又は医薬品に関する相談をすることができる身近な薬局
- (6) 医療の担い手 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療の従事者

(基本理念)

第3条 地域医療は市民が安心して生活していく上で欠かすことのできないものであることに鑑み、持続可能な地域医療体制を構築するため、市、市民、医療機関等が一体となり、地域全体で守らなければならない。

- 2 市民の健康の保持増進は、良好な地域医療体制のもと、市民一人一人の努力により、医療、保健及び福祉が連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、社会状況の変化等に的確に対応し、市民が安心して暮らすことができる地域医療体制の確保に努めなければならない。

- 2 市は、基本理念に沿った政策を推進するために、国、県、医療機関等と連携を図るとともに、情報の共有に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 自己の症状に応じた適切な、かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つよう努めること。
- (2) 医療の担い手が市民の命と健康を守る立場にあることを理解し、信頼と感謝の気持ちをもって受診するよう努めること。
- (3) 検診及び健康診査を積極的に受診することにより、疾病の予防、早期発見及び早期治療をするよう努めること。
- (4) 良好な生活習慣に留意し、日頃から健康管理に努めること。

(医療機関等の責務)

第6条 医療機関等は、基本理念に基づき、良質かつ適正な医療を行うため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 患者に対して医療に関する適切な説明を行い、患者の立場を理解し、信頼の醸成に努めること。
- (2) それぞれの機能に応じた役割を果たすとともに、連携を図るよう努めること。
- (3) 医療の担い手の確保に努めるとともに、良好な勤務環境の保持に努めること。
- (4) 市が実施する検診、健康診査に協力するよう努めること。

(市の基本的施策)

第7条 地域医療を守るための市の基本的施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の実情に合った地域医療体制の整備に努めること。
- (2) 市民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努めること。
- (3) 保健、福祉その他健康増進のための施策の充実に努めること。
- (4) 市民、市民活動団体等が行う取組の支援に努めること。

2 市長は、前項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。